

授与する学位の名称	博士(法学) [Doctor of Philosophy in Law]	
人材養成目的	高度専門職業人の養成・再教育に対する社会的要請に応え、企業や社会が直面する新たな類型の法的諸問題について、総合的かつ高度な判断能力を持ち適切な解決策を提示できる高度専門職業人、及び、その経験を有効に活用し得る研究者の養成を目的とする。	
養成する人材像	企業や社会で活躍している高度専門職業人の再教育を主眼としているため、入学時において企業、官公庁等で概ね2年以上の有職経験を有し、かつ、それに裏打ちされた高い問題意識を持って、研究を計画し遂行する社会人を養成する。	
修了後の進路	在学中に修得した知見を礎として、企業・官庁・団体における法務等様々な部門におけるジェネラリストまたはスペシャリストとして活躍する者の外、大学等の高等教育機関の教員として研究を行う者が想定される。また、在学中や修了後に転職を経験する者や、起業する者も想定される。	
ディプロマポリシー		
筑波大学大学院学則及び関係規則に規定する博士後期課程の修了の要件を充足したうえで、次の知識・能力を有すると認められた者に、博士(法学)の学位を授与する。		
知識・能力	評価の観点	対応する主な学修
1. 知の創成力:未来の社会に貢献し得る新たな知を創成する能力	① 新たな知の創成といえる研究成果等があるか ② 人類社会の未来に資する知を創成することが期待できるか	企業法特別研究Ⅰ—Ⅸ、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等
2. マネジメント能力:俯瞰的な視野から課題を発見し解決のための方策を計画し実行する能力	① 重要な課題に対して長期的な計画を立て、的確に実行することができるか ② 専門分野以外においても課題を発見し、俯瞰的な視野から解決する能力はあるか	現代株式会社法、民事法上級演習Ⅰ・Ⅱ、知的財産法による情報財保護、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等
3. コミュニケーション能力:学術的成果の本質を積極的かつわかりやすく伝える能力	① 異分野の研究者や研究者以外の人に対して、研究内容や専門知識の本質を分かりやすく論理的に説明することができるか ② 専門分野の研究者等に自分の研究成果を積極的に伝えとともに、質問に的確に答えることができるか	企業ノウハウと従業員、知的財産法の現代的課題、現代社会保障法、民事法特別研究Ⅰ～Ⅲ、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等
4. リーダーシップ力:リーダーシップを発揮して目的を達成する能力	① 魅力的かつ説得力のある目標を設定することができるか ② 目標を実現するための体制を構築し、リーダーとして目的を達成する能力があるか	企業法特別研究Ⅰ—Ⅵ、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等
5. 国際性:国際的に活動し国際社会に貢献する高い意識と意欲	① 国際社会への貢献や国際的な活動に対する高い意識と意欲があるか ② 国際的な情報収集や行動に十分な語学力を有するか	外国会社法、国際租税計画Ⅰ・Ⅱ、国際取引と国際私法、米国民事訴訟法、ドイツ民事訴訟法、アメリカ知的財産法、企業法特別研究Ⅰ～Ⅸ(必修科目)、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等 博士論文では、原則として、少なくとも1か国の外国法に関する比較法研究が必要である。そのため、外国語文献を読みこなし、外国法の調査研究を行って博士論文を作成することになり、研究指導でもこれらを指導することになる。また、講義・演習でも外国文献講読等を通じて、比較法研究のための基礎的素養の習得を図る。
6. 高度な専門知識、方法論、分析力:研究課題を設定し、論理と客観的証拠に基づいた先端的かつ独創的な研究を遂行するための高度で専門的な知識、方法論、分析力	① 研究課題を設定して、論理と客観的証拠に基づいた先端的かつ独創的な研究を遂行できるか ② 研究課題を設定して、先端的かつ独創的な研究を遂行するために必要な専門知識、基本的な研究の方法論及び分析能力を体得しているか	企業法特別研究Ⅰ～Ⅸ、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等

7. 文献・判例等の調査・分析を通して新たな知を創造する能力: 人間や社会における諸問題を多角的・重層的・総合的に捉え、新たな知を創造する能力	① 文献・判例等の適切な調査・分析を行って、人間や社会における諸問題を多角的・総合的に捉えることができるか ② 文献・判例等の調査分析を基に、新たな知を創造することができるか	米国民事訴訟法、ドイツ民事訴訟法、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等
8. 専門分野に関する深い理解と学識: 専門分野に関する深い理解と学識に基づいて、現代が直面する諸問題の解決と社会の持続的な発展に貢献しようとする実践的な能力	① 専門分野に関する深い理解と学識を基に、現代が直面する諸問題の解決に対する実践的な能力を体得しているか ② 社会の持続的な発展に貢献しようとする実践的な能力を体得しているか	外国会社法、国際租税計画Ⅰ・Ⅱ、現代株式会社法、現代知的財産法、比較労働法の基礎、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等
9. 専門分野の隣接領域に関する幅広い基礎的知識: 専門分野の隣接領域に関する幅広い基礎的知識に基づいて、現代が直面する諸問題の解決と社会の持続的な発展に貢献しようとする実践的な能力	① 専門分野のみならず隣接領域に関する幅広い基礎的知識を基に、現代が直面する諸問題の解決に対する実践的な能力を体得しているか ② 社会の持続的な発展に貢献しようとする実践的な能力を体得しているか	企業ノウハウと従業員、電子社会と法、知的財産法による情報財保護、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等
10. 論文執筆等を通して次世代に知を伝承できる能力: 論文執筆等を通して高度な学術的成果を国内外の専門家に的確に伝達し、次世代に知を伝承できる能力	① 論文執筆を中心として高度な学術的成果を国内外の専門家に的確に伝達し、次世代に知を伝承できる能力を体得しているか	企業法特別研究Ⅰ～Ⅸ、博士論文中間報告、博士論文作成、学会発表等
学位論文に係る評価の基準		
学位論文の評価項目 1. テーマについて、少なくとも1つの主要な国との比較法的手法を用いた研究、または、実証研究・実態調査・歴史研究・経済学的手法を用いた研究が行われていること 2. 文献・資料を組織的に収集・調査し、批判的に分析されていること 3. テーマに関連する専門的知識を有していること 4. テーマについて、高いオリジナリティを有していること 審査委員の体制・審査方法 学位論文の審査は、主査1名および副査4名以上の審査委員の合議で行う。副査には、本学位プログラムの専任教員以外の者を1名以上含まなければならない。少なくとも1回以上の公開審査会を開催しなければならない。上記の評価項目すべてを満たす学位申請論文を、最終試験又は学力の確認を経た上で、博士論文として合格とする。		
カリキュラム・ポリシー		
上述した学位授与の方針等(DP)の能力を養うために、企業法特別研究ⅠからⅨを設置するほか、外国法文献購読を主たる内容とする科目あるいは外国法科目を多数開講する。 また、関連する学位プログラムの科目の聴講・履修等を認める。とりわけ、法学学位プログラム(博士前期課程)の科目である租税法研究、労働判例法研究、商事法研究、民事法研究など、修了者・単位取得満期退学者や一般実務家などが参加する科目の履修を認める。 さらに、関連する分野の基礎的素養や広い視野、汎用的知識・能力の涵養に資するための研究群共通科目、学術院共通専門基盤科目を開講するほか、必要に応じて、経営学学位プログラム(D)担当教員の協力を得るなどして、オリジナリティのある博士論文の執筆を支援する。		
教育課程の編成方針	共通専門科目および専門科目を開講する。なお、専門科目は、法学学位プログラムにおける4つの教育研究分野である「企業のグローバル化」、「企業組織と金融」、「情報テクノロジーと企業」、「社会・経済法」のそれぞれに対応して、様々な研究テーマに関連した科目である。具体的には、次のような科目を開講する。 ・共通専門科目: 企業法特別研究Ⅰ～Ⅸ ・専門科目(企業のグローバル化分野): 外国会社法、国際租税計画Ⅱ、国際租税計画Ⅳ、米国民事訴訟法、ドイツ民事訴訟法、国際取引と国際私法、外国資本市場法 ・専門科目(企業組織と金融分野): 現代株式会社法、国際会社法、比較金融法、現代契約法、民事法上級演習Ⅰ・Ⅱ、民事法特別研究Ⅰ～Ⅲ ・専門科目(情報テクノロジーと企業分野): 知的財産法による情報財保護、電子社会と法、現代知的財産法、企業ノウハウと従業員、欧米知的財産法、アメリカ知的財産法、比較知的財産法、知的財産法の現代的課題、外国知的財産法 ・専門科目(社会・経済法分野): 比較労働法の基礎、比較労働法の基礎Ⅱ、現代社会保障法	

学修の方法 ・プロセス	・博士論文執筆に必要な専門科目群を、指導教員の指導・助言のもと、履修する。 ・法学分野の博士として必要となる広範な専門的知識や能力を、履修者の興味・関心に基づいて履修する。 ・研究指導の面では、研究計画、中間発表(場合によっては、複数回)、予備審査、最終試験というステージを踏むことによって、研究活動を計画的に遂行できるようにする。テーマによっては、複数教員による指導体制を通して、多角的な思考能力を身につける。
学修成果の 評価	・研究計画、中間発表(場合によっては、複数回)、予備審査、最終試験という、それぞれのステージで達成すべき要件を明確化し、中間発表会・予備審査会におけるプレゼンテーション及び質疑応答を通して、その達成度を評価する。
アドミッション・ポリシー	
求める人材	企業や社会が直面する新たな類型の法的諸問題について、総合的かつ高度な判断能力を持ち適切な解決策を提示できる高度専門職業人、及び、その経験を有効に活用し得る研究者となる人材を求める。
入学者選抜 方針	以下を評価し、それぞれに対応する能力評価を踏まえて総合的に判定する。 ・研究計画書、論文審査(修士論文又はそれに相当する学術論文):研究課題設定能力、計画策定能力、専門知識及び論理的思考等の能力 ・筆記試験(外国語、専門科目(法学)):外国語で書かれた法学に関連する文章の大意を比較的短い時間で把握する能力。法学についての専門的知識及び論述能力。 ・口述試験:研究意欲や専門知識に関する能力、コミュニケーション能力